

令和5年度版
認定農業者への支援策について

長崎県農業経営課

令和5年8月

目次

認定農業者に対する主な支援措置（事業）一覧

	ページ
施設整備事業	1
融資事業	7
農地対策関係	7
経営安定対策	8
その他	11
認定農業者に対する研修会・商談会等	12

●認定農業者等に対する主な支援措置（事業）一覧

○本表は認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けて活用できる事業メニューの概要を掲載しております。アンダーラインは一部内容等変更。【新】R5新規

1 施設・機械整備事業

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
水利施設等保全高度化事業(国)	畑地帯総合整備中山間地域型 (担い手育成対策)	県	・中山間地域等で実施するもの。 ・受益面積が10ha以上。柳園地は、産地構造改善計画を策定している場合にあっては、0.5ha以上の圃地の合計が5ha以上であること。 ・担い手への農用利用集積率が50%以上となること。	82.5%(国庫55%、県補助27.5%) ※離島83.5%(国庫55%、県補助28.5%)	農村整備課	○	○						
	高収益作物転換型		・1ha(中山間地域等は0.5ha)以上の水田の圃地面積の合計が5ha以上であること。 ・産地推進計画に事業の実施が位置付けられていること。 ・水田の受益面積における高収益作物の作付面積割合が5割以上となること。 ・基盤整備の完了年度の翌年度以降は、水田活用の直接支払交付金の交付申請ができない。 なお、産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、水田農業高収益化推進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成の活用が可能)	国庫60%、県補助率未定 ※中山間・離島地域(国庫61%)	農村整備課	○	○						
農地中間管理機構関連農地整備事業(国)	農地中間管理機構が設定されている農地において、農業生産性向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため区画整理等の整備を支援。	県	・連坦化された1ha以上の農地の合計面積が10ha以上(※中山間地域は連坦化された0.5ha以上の農地の合計面積が5ha以上) ・農地中間管理機構の設定期間が事業計画の公告日以降15年間に残っていること。 ・対象農地8割以上を担い手に集団化すること。 ・販売額が20%以上向上すること、又は生産コストが20%以上低減されること。	90%(国庫62.5%、県補助27.5%) ※離島90%(国庫65%、県補助25.0%)	農村整備課	○	○						
農業競争力強化農地整備事業(国)	農地整備事業 (経営体育成型)	市町・その他団体(JA・土地改良区等)	・受益面積が20ha以上(水田が50%以上であること。) ・担い手への農用利用集積率が50%以上となること。	80%(国庫60%、県補助30%) ※中山間地域82.5%(国庫55%、県補助27.5%) ※離島83.5%(国庫55%、県補助28.5%)	農村整備課	○	○						
	農地整備事業 (中山間地域型)		・中山間地域で実施するもの。 ・受益面積が10ha以上(水田が50%以上であること。) ・担い手への農用利用集積率が50%以上となること。	82.5%(国庫55%、県補助27.5%) ※離島83.5%(国庫55%、県補助28.5%)	農村整備課	○	○						
	農業基盤整備促進事業		農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備等を支援する。 ※地域計画策定区域で実施する場合は農地耕作条件改善事業を活用すること。	・受益者数が農業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・受益面積が5ha以上であること。 ・農業基盤整備計画を策定していること。 ※定額助成単価は実施する工種により変動 ※中心経営体に面的集積する場合は、助成単価をおおむね2割加算	定率助成：国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成：国庫0.5万円/10a～42万円/10a等	農村整備課	○	○					
農地耕作条件改善事業(国)	農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備等を支援する。	市町・その他団体(JA・土地改良区等)	・農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ・受益者数が農業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・農地耕作条件改善計画を策定していること。 ・地域内農地集積型にあっては、地域内農地集積促進計画を策定していること。高収益作物転換型にあっては高収益作物転換促進計画を策定していること等。	定率助成：国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成：国庫0.5万円/10a～42万円/10a等	農村整備課	○	○						
【新】畑作等促進整備事業(国)	畑作物・園芸作物の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための区画拡大や転換に必要な暗渠排水や高土、用排水路整備等の整備を支援する。	市町・その他団体(JA・土地改良区等)	・受益者数が農業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・畑作等促進整備計画を策定していること。	定率助成：国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成：国庫0.5万円/10a～42万円/10a等	農村整備課	○	○						

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
農業基盤整備促進事業(県)		農地中間管理機構による担い手の農地集積を推進するとともに、既に区画が整備されている農地の経理改善等による区画拡大や農業排水整備等を支援する。	市町・その他団体(JA・土地改良区等)	<ul style="list-style-type: none"> ・国事業の農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業及び畑作等促進整備事業の採択地区であること (1) 農地集積型 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積5ha以上であること ・地区内農地集積面積が担い手へ50%以上集積されること。 (2) 作付増加型 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積5ha以上であること ・農作の専攻または作付面積が増加し、全作物の作付面積が20%以上増加すること。ただし、現況作付率が140%以上の場合は現況以上となること。 (3) 傾斜地型(B6~R7まで) <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域直接支払の対象地域で傾斜要件(田1/20以上、畑8%以上)または、令和5年1月の稔書を受け市町から罹災証明を受けている生産者(地区)であること。 	事業費の15%以内 ※農作業道は10%以内	農村整備課	○	○						
農山漁村振興交付金(農山漁村共イノベーション等整備事業)(国)		定住促進対策型 交流対策型 産業支援型	農業者の組織する団体、県、市町、農業協同組合等	「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」等の規定のほか、当該事業実施要綱等で事業メニューごとに実施要件を規定	1/2以内	農政課	○			○	○			
強い農業づくり総合支援交付金(国) 【産地基幹施設等支援タイプ】 ※旧 強い農業づくり交付金		産地の収益力の強化	農業者の組織する団体等 ・受益農業従事者(農業常時従事者(原則年間150日以上)が5名以上)	・当該実施要綱等で定める品目別面積要件等あり	1/2以内 (上限20億円)	農政課 (農業園芸課 畜産課)	○	○		○	○			
農地利用効率化等支援交付金(国) 【先進的農業経営確立支援タイプ】 【条件不利地域支援タイプ】	融資主体支援タイプ 【先進的タイプ】 【通常タイプ】	目置地図に位置付けられた者、中心経営体等の地域の担い手が融資を活用して、農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援	目置地図に位置付けられた者、 実質化された人・農地プランに 位置付けられた中心経営体等 (ただし、新規に就農した方は 認定就農者又は認定農業者に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること ・事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと 	3/10以内 (上限額) ・通常タイプ： 法人・個人問わず300万円(目置 地図に位置付けられた者のうち 経営規模の拡大を目指す者600万 円) ・先進的農業経営確立支援タイプ： 法人1,500万円 個人1,000万円	農政課	○	○		○	○			
	追加的信用供与補助事業	融資の円滑化等を図るため、金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大を支援	農業信用基金協会 (融資主体型補助事業の対象者)	<ul style="list-style-type: none"> ・保証上限額 認定農業者(個人)3,600万円 (法人)7,200万円 	補助金上限額＝ 地区ごとの保証対象融資額× 1/15	農政課								○
	条件不利地域支援タイプ	経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するため、必要となる共同利用機械等の導入を支援	農家3戸以上の団体 ・農事組合法人 ・農地所有資格法人 ・特定農業法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・農家1戸あたりの平均農地面積が概ね0.5ha未満、かつ農地面積が0.5ha未満の農家が概ね5割以上等の地域要件あり 	1/2以内 (上限4,000万円) (農業用機械は1/3以内)	農政課	○			○	○			
ながさき農林業・農山村構造 改善加速化事業(県)	次代につなぐ産地生産基盤応援 事業	【農業所得1000万農家応援型】 経営の多角化、高度化により、農業所得1,000万円を目指す農業者が経営拡大等に必要となる施設の整備を支援	農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模を目指す農業者	事業主体は、以下の要件を全て満たすこと ①事業実施内容・事業効果の公表を同意すること ②新たな雇用の増加(年間250日以上の増加)を図ること ③新規就農者等の研修及び受入を行うこと	1/3以内 (機械は対象外)	農政課	○			○	○			
		【認定農業者応援型】 認定農業者及び認定新規就農者が規模拡大や生産コストの低減など認定農業者の経営改善計画及び認定新規就農者の青年等就業計画の達成に必要な施設等の整備を支援	認定農業者等の組織する団体	①認定農業者および認定新規就農者の組織する団体で受益戸数は3戸以上(離島で園芸ハウスを設置する場合は2戸以上)ただし、離島地区では同一年度1品目あたり1回限り1戸でも園芸用ハウス導入可。 ②園芸ハウスは概ね3,000㎡以上(離島で園芸ハウスを設置する場合は概ね1,000㎡以上)	2/5以内 (機械は1/3以内)	農政課	○			○	○			
		【後継者応援型】 後継者の経営力向上や後継者自らが農業経営に参画する経営体の発展、円滑な経営継承を図るために必要な施設等の整備を支援	農業後継者、又は農業後継者で組織する団体	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①50歳未満であること ②経営改善計画を経営主と共同申請していること ③当該農業経営に年間150日以上従事し、かつ農作業従事日数が年間60日以上であること。ただし、事業実施年度に就農する場合にあっては、要件を満たすことが確実であること ④園芸ハウスを1戸で設置する場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上	2/5以内 (機械は1/3以内)	農政課	○			○	○			

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業(県)	次代につなぐ産地生産基盤応援事業	【認定新規就農者応援型】 受入団体等登録制度を活用して就農する認定新規就農者の確実な営農開始や経営発展に必要な施設等の整備を支援	認定新規就農者、又は認定新規就農者の組織する団体	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者であること ②農外及び県外からの農業参入者、又は農家の子弟の場合は、親等と経営を別にしていること ③認定新規就農者、又は認定新規就農者となる事が確実と見込まれる者であること ④園芸ハウスを1戸で設置する場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上	1/2以内 (機械は1/3以内)	農政課	○		○	○			
	農業で稼ぐ農山村応援事業	【集落営農法人応援型】 集落営農法人が規模拡大や高収益品目の導入等経営改善を図るために必要な施設等の整備を支援	集落営農法人	事業主体は、以下の要件を全て満たすこと ①農地所有資格法人 ②3戸以上の農業者で構成された組織 ③集落の農業者の1/2以上で構成、又は地域の農地の1/2以上を利用・営農、若しくは受益により集積する集落営農組織 ④儲かる水田経営計画を作成していること ⑤園芸ハウスを設置する場合は概ね1,000㎡以上	2/5以内	農政課	○		○	○	○		
		【稼ぐ農山村応援型】 集落の合意形成等を通じて、地域特産物の育成等の農山村のコミュニティビジネス等により、自ら集落の維持・活性化に取り組む活動に必要な施設等の整備を支援	・移住集落タイプ 移住促進および移住者を含む組織を実施する集落の構成員 ・稼ぐ集落タイプ 集落の定住者のみで取組を実施する集落の構成員	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①集落の合意形成に基づき、集落計画を作成していること ②集落計画に位置づけられている取組であること ③市町、県、関係機関が一体となったフォローアップ体制が構築されていること	移住集落タイプ 2/5以内 稼ぐ集落タイプ 1/3以内 (機械は1/3以内)	農政課	○		○	○			
	ふるさと振興基盤整備事業	農山村の活性化を図るため、経営力強化に向けた生産基盤整備を行い、また、農山村の生活利便性の向上及び定住促進等を図るためのインフラ整備を支援 1)かんがい排水施設整備対策 2)ほ場整備対策 3)農道整備対策	市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、土地改良区等	受益戸数は1事業工種に2戸以上 圃場整備対策の場合は、区画面積を10a以上とすること 農道整備対策の場合は、全幅員を3m以上とすること ※市町が事業費の10%以上を補助すること	1/2以内	農村整備課	○	○					
【新】ながさき農業デジタル化促進事業(県)	施設データ駆動型技術導入支援事業	ハウス環境の見える化と最適化に必要な機器の導入に関する経費 ・環境モニタリング+環境制御機器・設置	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、市町等が出資する団体										○
	露地データ駆動型技術導入支援事業	みかん栽培におけるクラウド型マルチリコントローラーの導入及び経営・生産管理システムの導入の取組を支援	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、市町等が出資する団体	・産地計画書を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、龍島振興法の指定地域に おける対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること、等	1/3以内	農産園芸課							○
	園芸遠隔・自動化技術導入支援事業	農作物管理作業の遠隔・自動化に必要な機器の導入の取組を支援 ①自動施肥機 ②自動かん水装置 ③生育ライブカメラ ④画像アシストシステム ⑤ラジコン除草機	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、市町等が出資する団体										○
	水田遠隔・自動化技術導入支援事業	農作物管理作業の遠隔・自動化に必要な機器の導入の取組を支援 ①可変型施肥田植機 ②水田水管理システム ③画像アシストシステム ④ラジコン除草機	市町、農業協同組合、生産組織、集落営農法人、農作業委託組織等、市町等が出資する団体	・水田農業産地計画を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、龍島振興法の指定地域に おける対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること、等									○
ながさき産地基盤整備・強靱化事業(県)	産地基盤整備事業	・生産基盤の整備による労働生産性の向上や安定生産、規模拡大の取組を支援 1)アスバラガスの新改植 2)果樹の新改植、高接ぎ 3)果樹管理資材 4)加工業務用施設改修・機器 5)シールディングマルチ	農業者が組織する団体等	・受益戸数は3戸以上。ただし、龍島振興法の指定地域に おける対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること、等	1/3以内 (アスバラガス新改植及び果樹の新改植・高接ぎは1/2以内)	農産園芸課							○
	産地基盤強靱化事業	・生産基盤の強靱化の取組を支援 1)ハウスの強靱化 2)遊休ハウスの移転 3)糸苜蓿ファンの機能向上・強靱化	農業者が組織する団体等		1/3以内								○

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
長崎県産地生産基盤パワーアップ事業(国)	地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備、継承のための施設等の再整備、改修、土づくりの展開等の取組みに対する支援	農業者、農業者の組織する団体	・成果目標(販売額の10%以上の増加等)の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「長崎県水田農業推進方針」及び「未来を創る園芸産地振興方針」、「チャレンジ園芸1000園達成計画振興方針」にもとづく産地計画を策定した産地	定額、1/2以内(整備事業、生産支援事業等)	農産園芸課(農政課)	○		○				○	
持続的生産強化対策事業(国)	茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業	民間団体等	・受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が、5名以上 ・受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。 ・関係機関一体となった検討会等の開催が必須 ・そのほか、当該事業公募要領等に定める要件等あり	定額、1/2以内	農産園芸課	○		○		○		○	○ 輸出
ながさき水田農業生産強化支援事業(県)	種子生産支援事業	種子生産部会、種子生産法人・組織等	次に掲げる全ての要件を満たすこと (1)水田農業産地計画(種子産地計画)を策定していること (2)水田農業産地計画(種子産地計画)の達成に向け、関係機関一体となって取り組むことが確実と見込まれること (3)事業実施主体は、規約を有する組織であること	3/10以内	農産園芸課			○					
持続的生産強化対策事業(国) (公財中央果業協会) 【果樹農業生産力増強総合対策】	果樹経営支援対策事業	果樹産地構造改革計画において担い手と定められた者	・改植、高接ぎ:概ね2a以上 ただし省力樹形は未収益期間の短縮が期待できるものであり、次の(1)または(2)の要件を満たすこと (1)10a当り労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できること (2)10a当り収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できること ・試験結果又は事例で確認できる樹形であること ・園内道整備、傾斜地緩和:概ね10a以上	【慣行栽培】 かんきつ類への改植(新植)23 (21)万円/10a 主要果樹への改植(新植) 17(15)万円/10a その他果樹改植・新植 1/2以内 【省力樹形】 かんきつ類への改植(新植)111 (108)万円/10a 横域制限栽培等以外の改植・新植 1/2以内 高接ぎ 1/2以内 園内道整備 傾斜地緩和1/2以内	農産園芸課							○	
	果樹未収益期間支援事業	果樹経営新対策事業を活用して優良品目・品種へ改植をした担い手に対して、改植後の未収益期間(5年間)のうち、初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を支援	果樹経営支援対策事業で優良品目・品種へ改植をした担い手	・果樹経営支援対策事業で実施された改植等であること ・同一年度内に完了する改植面積が概ね2a以上	22万円/10a	農産園芸課		○					
	未来型果樹農業等推進条件整備事業	労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積での省力樹形または整列樹形のいずれかおよび機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園までの経営の継続・発展にかかわる取組に要する経費の一部を支援	果樹産地構造改革計画において担い手と定められた者	新植または改植を行う面積が概ね2ha以上、ただし公共工事による基盤整備を実施する場合は概ね5ha以上 ・新産地育成型 ・既存産地改良型	大苗の育成20万円/10a 代替農地での営農28万円/10a 省力技術研修3万円/10a 機械作業体系に必要な機械・施設等の導入またはリース導入1/2以内	農産園芸課		○					
水田農業園芸作物導入・産地拡大推進事業(県)	水田畑地化プランの作成や水田利用の一元化等含意形成や実践活動に必要な経費に対し助成する。	水田集落における農業者組織等	長崎県農業再生協議会が事業計画を承認した水田集落における農業者組織等であって、関係機関が一体となった推進体制が構築されていること。	定額	農産園芸課		○					○	

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
畑作構造転換事業(国)	ばれいしょ等の畑地産地の持続的発展を推進するため、病害の抑制と需要に応じた生産拡大の誘引、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担の軽減、新たな需要の拡大に向けた施設および農業機械の導入の取組等を支援。 補付、移植、収穫、収穫機上の選別の省力化に資する機械、農地の排水性を改良する機械、石れき破砕機、石れき除去機 等	・農業者が組織する団体 ・民間業者 ・公益財団法人 ・公益財団法人 ・一般財団法人等	・対象品目は、ばれいしょ、てん菜、豆類、かんしょ ・実需者との販売割合の増加、作付面積の増加等の成果目標の基準を満たすこと ・成果目標を達成する取組であること。	1/2以内	農産圃芸課	○		○				○	
野菜産地カアップチャレンジ支援事業(県)	実需者ニーズを踏まえた本県野菜の付加価値向上や輸送・労働コスト低減を図る産地に対し、アドバイザーを介した実需者の探索や新生産方式の実証等の取組を支援。	・農業者の組織する団体 ・農業法人 (産地計画を策定産地)	1 新生産方式の実証、技術習得及び経営・販売試験 (1)資材、機器借上料 等 2 新生産方式導入に係る資機材導入 (1)資材、機器借上料 等 地域の実証試験結果が示された取組に必要なものとする。	1 定額 2 1/2以内	農産圃芸課			○				○	
集落営農活性化プロジェクト促進事業(国)	集落営農組織等が行うビジョンづくりや農業用機械等の導入、新たな作物の導入等の取組を支援	集落営農法人・組織	(対象地区) ・地域計画が策定されている区域又は地域計画の工程表が作成され、令和5年度中に策定が確定と見込まれる区域 ・整備化された人・農地フランが策定され、地域計画の工程表が作成され、地域計画の策定に向けた協議の場の設置を予定している区域(助成対象者) ・地域計画のうち目標地図又は人・農地フラン等に位置付けられた組織又は位置付けられることが確定である組織 ・助成対象者が集落ビジョンを策定すること(補助金の活用は任意) ・ポイント上位より予算配分	農業機械等の導入、1/2以内 (※ソフト経費は定額)	農業経営課			○			○		
鳥獣被害防止総合対策交付金(国)	鳥獣被害防止総合支援事業	防護柵などの鳥獣被害防止のための施設整備を支援する。 ・防護柵などの被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設 等	地域協議会又はその構成員	・受益戸数は3戸以上 等	1/2以内 ※6法対象地域は5.5/10以内 (ただし、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備し、資材費のみを補助対象経費とする場合は定額)	農山村振興課							○
	鳥獣被害防止対策促進支援事業	防護柵などの鳥獣被害防止のための施設整備を支援する。 ・防護柵などの被害防止施設	地域協議会又はその構成員	・受益戸数は3戸以上 ・受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること 等	1/2以内 ※6法対象地域は5.5/10以内 (ただし、直営施工により整備し、資材費のみを補助対象経費とする場合は定額)	農山村振興課							○
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)(国)	畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備等を支援。	畜産クラスター協議会	畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体であること。	1/2以内 (ただし、肉用牛関連施設(肉用牛飼育管理施設及び一体的に整備する設備等)のうち新規就農、CS、CSOの取組のみ60/100以内)	畜産課	○							
長崎県畜産導入事業(県)	一般導入タイプ	農協等が購入又は融資により、肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、肉用繁殖雌牛の貸付や増頭等の支援を行う場合、その経費の一部を助成する。	農協等	本牛の育種価(脂肪交雑)が上位1/4以上又は育種価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位1/2以上又は育種価(分娩間隔又はオレイン酸)が上位1/4以上であること等 ※金太郎3等娘牛:金太郎3以降に生まれた若い県有種雌牛の娘牛 等	1/3以内、100千円上限 (千円未満切捨)	畜産課	○						
	金太郎3等娘牛タイプ				1/3以内、110千円上限 (千円未満切捨)								
	一貫生産拡大	肉用繁殖雌牛の導入により一貫生産体制の整備に意欲を有する者に対し、肉用繁殖雌牛の増頭等を行う場合の経費の一部を助成する。	営農集団等	1/3以内、120千円上限 (千円未満切捨)									
	ゲノム評価牛導入	農協等が購入又は融資により、肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、肉用繁殖雌牛の貸付や増頭等の支援を行う場合、その経費の一部を助成する。	農協等	本牛のゲノミック評価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位1/2以上でうち一つが上位1/4以上、かつゲノミック評価(歩留又はオレイン酸)が上位1/2以上でうち一つが上位1/4以上	1/3以内、110千円上限 (千円未満切捨)								

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
長崎和牛肥育素牛導入事業(県)	肥育素牛導入事業	長崎和牛の生産量の拡大、品質の向上を図るため、増頭に意欲的な農家の素牛導入経費の一部を助成する。	農協、農協連合会、 配合飼料価格安定基金協会	期首又は前回の事業完了時いずれか頭数の多い方と事業完了時を比較して、増頭が図られること等	定額50千円/頭	畜産課	○							
	肥育経営資金改善緊急対策事業	近代化資金知事特認を上回る融資に係る利子の一部を補給することにより、肥育経営体の資金繰り改善を緊急支援し、長崎和牛の生産強化を図る。	農協・銀行等	長崎県農業近代化資金知事特認の承認を得て、満額借り入れていること。	利子補給率： 1.35%以内 (ただし、農業近代化資金利子補給率又は自己負担分融資の貸付利率のいずれか低い方)	畜産課			○					
畜産近代化リース事業 (畜産近代化リース協会)	畜産機械施設	畜産農家が利用する畜産機械施設のリース事業を通じ、畜産経営の近代化と体質強化を図る。	農協等 農業共済組合等	—	—	畜産課	○							
畜産高度化支推進リース事業 (畜産環境整備機構)	畜産環境対策リース事業	畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して家畜排せつ物処理施設及び飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等を貸し付ける。	農協等 養畜の事業を行う農業者、法人、営農集団	—	—	畜産課	○							
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)(国)		畜産経営の生産性向上、経営高度化等に資する機械等を導入する場合の経費を助成する	畜産クラスター協議会	畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体であること。	1/2以内	畜産課	○							
畜産生産力・生産体制強化対策事業 (国)	繁殖肥育一貫経営等育成支援	繁殖基礎の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組の支援	農業者集団等	—	定額、1/2以内	畜産課			○				○	
	草地生産性向上対策	草地改良や飼料作物の優良品種利用・安定生産、飼料用種子の備蓄の取組を支援	農業者集団等	—	1/2以内、定額等	畜産課							○	○
	飼料生産利用体系高効率化対策	飼料生産組織の作業効率化・組織運営強化の取組、子実用とうもろこし等畜産濃厚飼料の生産・利用拡大に向けた取組	農業者集団等	—	1/2以内、定額等	畜産課	○						○	
	国産飼料資源生産利用拡大対策	地域の未利用資源活用やエコフィード製造コストの低減等によるエコフィードの安定的な生産利用体制の構築を図る取組及び荒廃農地等における放牧の取組を支援	農業者集団等	—	定額、1/2以内	畜産課	○						○	
新たな放牧体系確立促進事業(県)		生産コスト縮減と省力化、集落保全を図るため、新たに集落営農組織等と連携を図り、ICT機器を活用した省力化放牧及び耕作放棄地等を活用した放牧場の整備等の取組を支援する。	農業者集団等	・年間を通して放牧を行う計画を有するもの。 ・繁殖雌牛の飼養頭数が事業実施5年後に5頭以上を飼養し、かつ事業実施年度から1頭以上増頭していること。 ・放牧場整備面積が20a以上であること(農用地、荒廃農地等)。等	1/2以内	畜産課	○	○						
チャレンジ第3期ながさき養豚振興計画推進事業(県)	生産方式等改善支援 (生産方式改善支援、臭気低減対策支援)	効率的飼養による労働条件改善や周辺環境に配慮した臭気軽減等に資する豚舎の補修や高能力母豚への更新の取組を支援。	農協、県養豚協会、畜産クラスター協議会	生産方式等改善支援 関係法令を遵守すること。 高能力種豚導入支援 一度当たりの生産仔数が13.0頭以上の能力を有する多産系母豚であること。	生産方式改善支援 1/3以内 ただし、1,500千円/取組主体を上限とする。 臭気低減対策支援 1/2以内 ただし、500千円/取組主体を上限とする。	畜産課	○							
	高能力種豚導入支援				1/3以内 ただし、豚種豚 100千円/頭、種豚 26千円/頭を上限とする。		○							

2 融資事業

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
農業近代化資金	機械・施設等の改良、造成、取得等の農業経営の近代化を図るための資金を融資。 【認定農業者特別制度】 認定農業者の場合、(公財) 農林水産長期金融協会からの利子助成あり。	認定農業者 等	償還期間：借入資金による 貸付限度額：1,800万円(個人) 2億円(法人) ※認定農業者特別制度の限度額は、 1,800万円(個人)、3,600万円(法人) 融資率：100%(認定農業者)	農業経営課	○		○	○	○	○	○	
スーパーシ資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者の農業経営改善計画達成のために必要な長期資金を融資。 【金利負担軽減措置】 「実質化された人・農地プラン等」に地域を中心とする経営体として位置づけられた認定農業者または、農地中間管理機構から農用地を借り入れた認定農業者への融資は、貸付当初5年間は金利負担を最大2%引き下げ(実質無利子) ※負債整理は対象外	認定農業者 ※ワケ融資の場合、企業経営診断手法による判定が一定水準以上	償還期間：25年以内 貸付限度額：6億円(個人) 30億円(法人) ※金利負担軽減措置の限度額も貸付限度額に同じ。 融資率：100%	農業経営課	○	○	○	○	○	○	○	
	(ワケ融資) 担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に(無担保・無保証人)融資。		償還期間：25年以内 貸付限度額：500万円 融資率：100%		○	○	○	○	○		○	
スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)	認定農業者の農業経営改善計画等の達成のために必要な短期運転資金を融資。	認定農業者	償還期間：1年 貸付限度額：500万円(個人) 2,000万円(法人) 融資率：100%	農業経営課			○	○	○		○	
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により、一時的に経営状況が悪化した農林漁業者の経営再建・維持安定に必要な資金を融資。	認定農業者 等	償還期間：15年以内 貸付限度額：600万円 コロナ特別：別枠600万円、露油価格・物価高騰特別：別枠600万円 簿記記録を行っている者で、貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合は、年間経営費の6/12に相当する額、又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額	農業経営課			○					
農業経営負担軽減支援資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換えに必要な資金を融資。	農業者	償還期間：10～15年以内 貸付限度額：借り換えようとする営農負債の残高	農業経営課			○					

3 農地対策関係

機構集積協力金交付事業(国)	地域内のまとまった農地を農地中間管理機構(農業振興公社)に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付。	認定農業者 等	(地域集積協力金) 担い手への農地集積に取り組み地域に交付。 (農地バンクの活用率に応じて、1.0万円/10a～3.4万円/10a交付) (集約化奨励金) 担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組み地域に交付。 (地域の圃地面積の割合に応じて、1.0万円/10a or 3.0万円/10a交付)	農業経営課	○	○						
----------------	--	---------	--	-------	---	---	--	--	--	--	--	--

4 経営安定対策

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価等	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産業化	加工	法人化	技術対 策	その他
経営所得安定対策 (国)	畑作物の直接支払交付金(ケ タ)	「麦」「大豆」「てん菜」「でん粉原料用ばいしょ」「 そば」「なたね」の生産・販売を行う農業者に対し て、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の 差額分に相当する交付金を直接交付する。	認定農業者、集落営農、認定新 規就農者	(1)数量払 (平均交付単価) ※交付単価は、品質区分に応じて設定 小麦 6,710円/60kg、二条大麦 6,780円/50kg、はだか麦 9,560円/60kg、 大豆 9,930円/60kg、そば 13,170円/45kg 等 (2)面積払(営農継続支払) 2.0万円/10a ※そばは1.3万円/10a	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)							
	水田活用の直接支払交付金等	水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作付 を生産する農業者に対して、交付金を直接交付 することにより、水田のフル活用を推進し、食 料自給率・自給力の向上を図る。 また、水田への高収益作物の導入・定着を図る ため、水田における高収益作物への転換、水田 の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術 や機械・施設の導入、販路確保等の取組を推進 する。	販売目的で対象作物を生産(耕 作)する販売農家・集落営農	(1)戦略作物助成(※基幹作物のみ対象) 麦、大豆、飼料作物:3.5万円/10a WCS用稲 :8.0万円/10a 加工用米 :2.0万円/10a 飼料用米、米粉用米:収量に応じ5.5~10.5万円/10a (2)産地交付金 地域の収量で単価設定 ※新市場開拓用米の複数年契約は、1万円/10aの加算 ※そば・なたね、新市場開拓米、地力増進作物の作付(基幹作物のみ)は2万円/10aの加算 (3)都道府県産地モデル助成 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換 拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援 (4)畑地化促進助成 水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着を図る取組等を支援 ①畑地化支援(高収益作物:17.5万円/10a、畑作物(高収益作物以外):14.0万円/10a) ②定着促進支援 ア 高収益作物(2万円(3万円 [※])/10a×5年間(①とセット)) ※加工・業務用野菜等の場合 イ 畑作物(高収益作物以外)(2万円/10a×5年間(①とセット)) ③子実用とうもろこし支援 1.0万円/10a	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)							
	米・畑作物の収入減少影響緩和 対策(アラン)	米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばい しょの販売収入額の合計が標準的収入額を下 回った場合に、その差額の9割を補填する(対 策加入者と国が1対3の割合で原資を負担)。	認定農業者、集落営農、認定新 規就農者	当年産の販売収入額と標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を補填	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)							
施設園芸等燃油価格高騰対策 (~R5事業年度)	施設園芸セーフティネット構築 の支援	施設園芸用のA重油及び灯油について、発動基 準額を超えた部分に対して補填金を交付する。 (原資は国と生産者で1:1で達成)	生産組織	①野菜、果樹、花きの施設園芸を営む3戸以上の組織または農業従事者 (常時雇用)を5名以上雇用する個人。 ②省エネルギー等対策推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減する 等の目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。 ※セーフティネットの補填については、加温月(11月~翌4月)のA重 油が対象。当該月の全国平均燃油価格が発動基準額(81.6円/ℓ)を超え た差額に補填対象の燃油数量(購入数量の70%)を乗じた金額を補填。 前事業年度の対前年加温期間(11月~翌4月)における平均価格より急騰 した場合、急騰特別措置として、補填対象数量を70%から100%に引き 上げ。 過去(7中5)平均81.6円/ℓが発動 基準価格。積立金は115%、 130%、150%と170%が上 限。コースは農家の農家が選択。 A重油、灯油、LPガス、LNGガス が対象	農産園芸課							
	茶セーフティネット構築事業 の支援	茶加工用のA重油について、発動基準額を超え た部分に対して補填金を交付する。(原資は国 と生産者で1:1で達成)		①茶を営む農業者等が3戸以上の組織または農業従事者(常時雇用)を5 名以上雇用する個人。 ②省エネルギー等対策推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減に取り 組むこと ※セーフティネットの補填については、茶加工を行う(4月~10月) のA重油が対象。当該月の全国平均燃油価格が発動基準額(81.0円/ℓ) を超えた差額に補填対象の燃油数量(購入数量の70%)を乗じた金額を 補填。前事業年度の対前年加工期間(4月~10月)における平均価格より 急騰した場合、急騰特別措置として、補填対象数量を70%から100%に 引き上げ。 過去(7中5)平均81.0円/ℓが発動 基準価格。積立金は115%、 130%、150%と170%コース があり、コースは農家の農家が選 択。A重油、LPガス、LNGが対 象								

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価 等	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
指定野菜価格安定対策事業(国)	指定野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜農家の経営安定を図るため、 <u>価格差補給交付金</u> を交付。	全農長崎県本部(農協生産部会員)または野菜指定産地内で生産された指定野菜を対象市場に出荷する大規模生産者	大規模生産者:指定産地内において、おおむね2ha以上の対象野菜を作物していること ※法人格を有しない場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(国)	特定野菜の需給及び価格の安定と野菜指定産地の補完的機能を有する産地の整備や指定産地への計画的な育成等を目的に、対象野菜価格が著しく低落した場合に、 <u>価格差補給交付金</u> を交付。	農業協同組合(農協生産部会員)または野菜指定産地内で生産された対象野菜を対象市場に出荷する相当規模生産者	相当規模生産者:対象産地内において、おおむね1.5ha以上の対象野菜を作物していること ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
契約指定野菜安定供給事業(国)	指定産地において契約取引を行う生産者のリスク軽減を目的とし、市場価格連動型の契約において価格が著しく低落した場合等の一部を補填する。	全農長崎県本部(農協生産部会員)または野菜指定産地内で生産された指定野菜を対象市場に出荷する大規模生産者等	大規模生産者:指定産地内において、おおむね2ha以上の対象野菜を作物していること ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
契約特定野菜等安定供給促進事業(国)	特定野菜の契約取引を行う生産者のリスク軽減を目的とし、市場価格連動型の契約において価格が著しく低落した場合等の一部を補填する。	農業協同組合(農協生産部会員)または野菜指定産地内で生産された対象野菜を対象市場に出荷する相当規模生産者	相当規模生産者:対象産地内において、おおむね1.5ha以上の対象野菜を作物していること ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
ながさき水田農業生産強化支援事業(県)	水田農業産地計画実施事業	ながさき水田農業産地計画に基づき実施する以下の取組を支援 ①主食用米の高品質性品種及び業務用米の拡大・拡大産地に向けた栽培管理指導等の取組 ②米の産地を一元化し対応した品種の作付拡大と安定多収技術確立のために必要な取組 ③大豆等の作付拡大と安定多収技術確立のために必要な取組 ④集落営農組織等が行うドローン等による効果的な防除体制整備等	農業協同組合、生産組織、集落営農法人・集落営農組織、農作業受託組織等	次に掲げる全ての要件を満たすこと(農業協同組合は③を除く) (1)水田農業産地計画を策定していること (2)水田農業産地計画の達成に向け、関係機関一体となって取り組むことが確認と見込まれること (3)事業実施主体は、3戸以上の生産者で構成され、規約を有する組織であること	1/3以内(事業概要①~③) 1/2以内(事業概要④) ただし市町が県費以外に1/10以上補助する場合に補助対象とする(複数市町にまたがる取組は除く)	農産園芸課			○		○	
農業経営基盤強化準備金制度	農業経営改善計画等に従って、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、その積み立て額を必要経費(損金)算入できる。 その準備金を取り前して、農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記録が可能。	認定農業者等	青色申告を行う認定農業者等であって、以下のいずれかに該当する農業者 ①農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」において「農業を担う者」として位置づけられている農業者 ②地域計画が策定されていない場合は、「入・農地プラン」において「中心経営体」として位置づけられている農業者 【対象交付金】 畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用直接支払交付金	農業経営課			○					
農業経営高度化支援事業	農業経営・就農サポート推進事業(国)	個人の農業経営を法人化し雇用環境を整備することにより、経営管理高度化・安定的な雇用確保等を図る。	農業経営・就農サポート推進事業等による経営診断を受けて、事業実施年度又はその前年度に設立された農業経営を行う法人	以下の要件を満たす法人に定額25万を支給 ①農業経営サポート事業による経営支診断を受けて設立された農業経営を行う法人 ②集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱の要件を満たす組織が法人化したものではないこと ③適切な就業規則等が整備されていること ④法人設立後、交付年度において、期間の定めのない雇用又はあらかじめ7か月以上の期間を定めた者を雇用していること ⑤雇用の確保を通じて人材の確保・育成に資するモデル的な取組が行われていること	農業経営課		○			○		

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価 等	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他	
畜産経営安定対策	肉用子牛生産者補給金制度	肉用牛繁殖経営の安定のため、生産者・県・農畜産業振興機構で積立を行い、肉用子牛の四半期ごとの平均売値価格が保証基準価格を下回ったときに生産者補給金を交付。	一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会	当該四半期に、契約肉用子牛を満6月齢以上満12月齢未満で販売していること、または満12月齢に達した日以降も保留して飼養していること	畜産課		○						
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業(畜)	肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の拠出と国の助成により基金を造成し、収益が悪化したときに粗収益と生産費との差額の9割を補てん。	一般社団法人長崎県畜産協会	・補助対象対象は、畜産協会及び農畜産業振興機構が肉用牛肥育経営安定特別基金の造成に要する経費の1/4(生産者負担金) ・補助率は、生産者積立金の1/6以内。単価は、肉専用種1,620円、交雑種1,040円、乳用種880円	畜産課		○						
	肉用牛経営安定対策補完事業	①優良な繁殖雌牛の増頭に対する奨励金の交付 ②遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入支援(奨励金) ③地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の維持・増頭を支援(農協等育の繁殖雌牛を農家へ一定期間貸付け) ④肉用牛ヘルパーの組織化や活動に係る経費への支援 ⑤離島子牛を当該離島に在住していない購買者が家畜市場で購入する場合、及び離島の生産者が子牛を本土家畜市場に出荷する場合の海上輸送運賃の一部支援	一般社団法人長崎県畜産協会	①8万円/頭、能力の高い牛については10万円/頭 ②6万円/頭、希少系統については9万円/頭 ③4万円/頭、能力の高い牛については5万円/頭 ④定額 ⑤定額(海上輸送運賃の2/3以内)	畜産課			○					
	養豚経営安定対策事業	「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、養豚経営の安定を図るため、肉豚生産における四半期ごとの平均粗収益を平均生産費が上回った場合、その差額の9割を補てん。	養豚事業者(肉豚生産者)	・生産者負担金単価400円/頭のうち、県補助64円/頭または、生産者負担金の1/5のいずれか低い額。(参考)積立金 生産者：国＝1：3	畜産課			○					
	鶏卵生産者経営安定対策事業(県)	採卵鶏経営の安定を図るため、生産者の搬出により基金を造成し、標準取引価格(月毎)が補てん基準価格を下回った場合、その差額の9割を補てん。	鶏卵生産者	・生産者負担金単価1,45円/kgのうち、県補助0,26円/kg以内。 (参考)基金積立金 生産者：国＝6：1	畜産課			○					
	チャレンジ酪農推進事業	<自家出生乳用牛増頭支援> 後継牛確保計画に基づき、後継牛として自家産の乳用雌牛を増頭した場合、増頭実績に応じ補助金を交付する。	長崎県酪農協同組合連合会 畜産クラスター協議会	後継牛確保計画において、12ヶ月齢未満の乳用雌牛頭数を事業実施年度以降に増加させる計画を有すること。 少なくとも5年以上、県内において酪農経営を継続することが見込まれること。	畜産課			○					
		<乳用育成雌牛増頭支援> 取組主体が所有し、育成預託施設等と預託契約を交わした乳用雌牛であること。		取組主体が所有し、育成預託施設等と預託契約を交わした乳用雌牛であること。	畜産課			○					
飼料価格高騰緊急対策事業	①「配合飼料価格安定制度」に加入する生産者の生産者積立金の一部を支援 ②単体飼料等の購入費の一部を支援	県内の畜産農家	①令和5年度の配合飼料価格安定制度に加入していること ②飼料販売業者の販売証明書を添付すること	畜産課			○						

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産業化	加工	法人化	技術対 策	その他
農業者年金(政策支援)	一定の要件を満たす認定農業者等には、月額最高1万円の保険料の国庫補助を行う。(支援の期間は最大20年間で、さらに35歳以上は10年以上が上限)	①認定農業者(認定就農者) ②①の配偶者及び後継者(後継者の配偶者除く)	・60歳までに保険料納付金が20年以上見込まれること。 ・農業所得が900万円以下であること。 ・認定農業者(認定就農者)で青色申告であること。 ・②の場合は、①と家族経営協定を締結し、共同経営主となること(協定は要件あり) ・政策支援分を年金(特別付加年金)として受け取るためには、将来、農地や施設等を後継者又は第3者に「経営継承」することが必要。	通常保険料の下限額との差額(1万円~4千円)を助成 ※政策支援期間中の保険料は補助額を定めて2万円で固定。	(一社)長崎県農業会議(農業委員会)			○					
【新】長崎農産物マーケティング強化事業(県)	農産物の価格形成力向上による農業者の所得向上を図ることを目的に、デジタル化や多様化による消費者ニーズ等に対応したプロモーション活動等、農業団体等の新たなマーケティング手法の構築への取組を支援	農産物の組織する団体、農業法人、農業者と一体的な取組を行う流通団体等 ※「農業者の組織する団体」とは、農業者3戸以上で組織され、規約や共同での販売体制等が整備されている団体。 「農業法人」とは、農業を営む県内の農業生産法人または農業を営む一般農業法人。	・補助金の交付の対象となる事業者は、左記に定める事業を行う農業団体。 ・補助金の交付の対象となる農産物は、すべて農業団体または一体的に取組む農業者において生産し、物流を確保できるもの。 ・1事業主体あたりの補助金額の下限額は100千円、上限額は1,000千円。 ・国外の取組は除く。	1/2以内 (ただし、事業取組2年目において初年度と同内容の事業を実施する場合は、1/3以内、さらに3年目以降も同内容で事業を実施する場合は、補助対象外とする)	農産加工流通課			○					
長崎県「ビジネスモデル構築支援事業費補助金(県)	農業者と商工業者とのビジネスモデルを構築するため、県産農産物の魅力を活かした加工品や調理メニューの開発、販売展開など、生産から販売までの課題を解決する事業を支援。	県内の農業者やその団体と食に関連する商品化・サービス化が可能な商工業事業者などの多様な事業者が組織した連携体	<R5年度は以下の2テーマで公募予定> (1)しめの産品振興につながる加工食品開発による販売展開 (2)県産農産物のPRや販売促進につながる加工食品または当地地産メニューの創出 1事業1,000千円以内	定額	農産加工流通課			○	○				○
長崎県畜産ワークスタイル改革事業	労力支援組織(ヘルパー・コントラクター)において、新規組織設立や労働環境の改善及びICT技術の活用等による組織体制の強化を支援する。	農業者組織等	・労力支援組織を新たに設立する計画を有していること。 ・コントラクター組織については、新たな2ha以上委託面積を拡大すること。 ・ヘルパー組織については、ヘルパー組織員を1人以上新たに雇用すること。	定額、1/2以内	畜産課								○
元気ある担い手アクション支援事業(県)	地域担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、認定農業者等の経営改善、農業法人の設立等を支援する。	地域担い手総合支援協議会	—	1/2以内	農業経営課								農業経営改善計画達成に向け、地域担い手協議会い取り決めたアクションプログラムの各分野において支援する。(就業、女性、法人化、農地対策等)
環境保全型農業直接支援対策事業(国)	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。	販売を目的として生産を行う農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ	・みどりのチェックシートの取組を実施していること。 ・支援対象となる取組要件あり。	3,000~14,000円/10a (国1/2,県1/4,市町1/4)	農業イノベーション推進室								○
長崎県農商工連携ファンド事業	県内の農林漁業者と中小企業者等が連携して行う県内の農林水産物を利用した新商品開発や販路拡大等の取り組みを支援する。	・県内の農林漁業者と中小企業者等の連携体 ・県内の特定非営利活動法人と農林漁業者との連携体 ※県内に主たる事業所を有する者に限る。 ※単独企業での申請は不可。	県内の農林漁業者と中小企業者等が互いの強みを生かして協力し、共同で事業を行うこと。	2/3以内(離島の農林漁業者が連携体に入る場合 3/4以内) 上限1事業あたり300万円(3年以内の事業期間中の総額)	産業労働部 企業振興課 (長崎県商工会議)			○	○				
受託研究事業	農林業者や農林業団体等、企業等が生産現場で抱える課題を研究テーマとし、農林技術開発センターが委託を受け試験を実施し、成果を報告する。	農林業者及び農林業関係団体、企業、国及び公共的団体等	研究に要する費用を負担できること	—	農林技術開発センター							○	

認定農業者等に対する研修会・商談会等

名称	概要	開催時期	開催場所	その他	関係課	施設 拡大	農地	経営 安定	6次 産業 化	加工	法人 化	技術 対策	その 他
パソコン農業簿記講習会	経営管理に必要な複式簿記による記帳をマスターするための講座。ソフトを活用したパソコン記帳を中心に、記帳の意義、具体的な処理、実務記帳につながる講座。6回程度の講座後、実務記帳等のフォローアップや税務に関する研修を実施する。	R5年10月～11月	未定（1会場）	—	(一社)長崎県農業会議 長崎県担い手育成総合支援協議会			○					
農業経営・就農サポート推進事業	農業経営の法人化や円滑な経営継承、規模拡大、新規就農者等に関する経営相談・経営診断や専門家等による指導を実施し、農業経営者の課題解決に資する。	随時・随所 ※依頼者と個別に調整		—	長崎県農業経営・就農支援センター		○	○	○	○	○	○	
	①農業経営セミナー及び個別相談会 地区ごとにテーマを掲げ、経営改善等に向けた研修会・個別相談会を開催し、農業者の経営力向上に資する。 ②法人化推進セミナー 農業法人化を志向する農業者等を対象に、法人化の意義、農地所有適格法人の要件、各種制度をはじめ、税務や具体的な手続、労務管理など、専門家を講師に講義を実施。2会場で2回、計4回の開催とし、各回、テーマを設定し、円滑な法人化に資する。	①随時 ②R5年7月～9月	①各地区 ②諫早市、島原市	—					○		○		
集落営農組織化エスコートランナー支援事業（県）	集落営農組織化に向けたリーダー育成確保や集落での話し合い等を支援するコーディネート活動	随時	各地域		長崎県担い手育成総合支援協議会			○					
稼ぐ法人発展支援スペシャリスト派遣事業（県）	集落が抱える集落営農法人・組織の設立や組織運営に係る税務や労務管理、経営発展等を支援する専門家を派遣する。	随時・随所 ※依頼者と個別に調整		—	農業経営課 (一社)長崎県農業会議			○			○		
研究成果報告会	生産現場の課題に対応し、かつ普及に移行できる試験研究の成果等について研究成果報告会を開催し、研究成果の普及と課題等について意見交換を行う。	R5.4月～R6.3月	開催場所・ 方法は検討中	—	農林技術開発センター							○	

名称	概要	開催時期	開催場所	その他	関係課	施設 拡大	農地	経営 安定	6次 産業 化	加工	法人 化	技術 対策	その 他
6次産業化・農商工連携等に関する地域交流会・異業種交流会	6次産業化・農商工連携等の中核となる農林漁業者、2次・3次産業の事業者及び支援機関・関係機関等が参加する交流会を県全体（諫早市内他）と県の各地域単位（振興局単位・6箇所）にて開催し、参加者間のマッチングを進めるとともに、有識者等を招聘し、6次産業化・農商工連携等についての各種専門知識やトピック、ケーススタディ等の情報提供を併せて行なう。	通年	・県全体（1回） ・各振興局管内（2回程度）	—	農産加工流通課				○	○			○
次世代農業女子発見・育成事業	地域の潜在的「農業女子」の発見・個別支援を行うとともに、地域で活躍する女性農業者等との交流の場をつくることで、地域の担い手となる女性農業者を育成する。また、地域農業を牽引する「農業女性リーダー」を育成するため、次世代農業女性リーダーを対象に必要なスキルや知識を習得できるような研修会を開催する。	随時（各振興局で実施）	各振興局	—	農政課			○					○
農地利用集積における候補地選定相談会	貸付希望農地と規模拡大等の利用意向者についてリストを作成したうえで、地図情報等を活用し利用者の意思確認を行い、農地と耕作者のマッチング作業を行う。	随時	各市町又は 各市町農業委員会	—	農業経営課	○	○						
日本政策金融公庫 長崎支店 農林水産事業による定期相談会	農地や施設の取得等に関する借入相談、経営全般についての相談窓口として定期的に開催。	①毎月第2火曜日 ②毎月第2水曜日 ③毎月第2木曜日 ①②13:30から 16:30 ③13:30から 15:30	①県央振興局 ②島原振興局 ③県北振興局の農林 部農業企画課	各相談日の前月末までに、希望する振興局への事前予約が必要です。	農業経営課	○	○	○	○	○	○		
農薬管理指導士養成研修会	農薬の使用者に接する農薬の販売者や指導的立場にある者等に対して、農薬に関する専門的研修及び試験を行い、その合格者を農薬管理指導士として県が認定する。	10月 (予定)	未定 Web含む	—	農業イノベーション推進室								○
農業機械士養成研修	農業機械作業の技能・保守点検・安全等に関する基本的な知識や技能を習得し、共同利用組織のオペレーター等を育成する。	12月、3月(予定)	県立農業大学校研修部	定められた期日までに申請。	農業イノベーション推進室								○ ○
ながさき農業オープンアカデミー 基礎講座、オープン講座、経営塾卒業者・アカデミー修了者講座	より高度な経営発展意欲があり次代を担う農業者に対し、経営プランのブラッシュアップとその具体化に向けた実践を図る。	7～11月 第1回 7/11,12 第2回 8/3 第3回 8/30 第4回 9/27,28 第5回 11/1	第1回 31on図書館・県央振興局 第2回 香岐振興局 第3回 県央振興局 第4回 県央・島原振興局 第5回 31on図書館 ※オンライン有	—	農業経営課			○	○			○	
環境制御技術習得研修会	施設園芸における栽培環境の最適化を図り、高収量実現等に向けて環境制御技術の習得を図る。	9～3月(予定)	未定 Web含む	—	農産園芸課								○